

令和 5 年度第 3 回荒川区子ども・子育て会議

次 第

日 時：令和 6 年 3 月 2 7 日（水）

午後 2 時 0 0 分～

会 場：サンパール荒川 5 階 第 5 ・ 6 集会室

1 開 会

2 委員紹介

3 議 事

- (1) 令和 6 年度荒川区の主な子ども・子育て支援施策について
- (2) 荒川区の保育定員等と令和 6 年 4 月の認可保育所入所審査結果について
- (3) 令和 6 年度の学童クラブ利用申請児童数（一次募集）について
- (4) （仮）荒川区子ども計画（第 3 期荒川区子ども・子育て支援計画）の策定にかかるニーズ調査の実施について
- (5) 「あらかわ子どもほっとらいん」について
- (6) その他

4 閉 会

《配付資料》

- ・ 荒川区子ども・子育て会議条例
- ・ 荒川区子ども・子育て会議運営要綱

資料 1 令和 6 年度荒川区の主な子ども・子育て支援施策について

資料 2 荒川区の保育定員等と令和 6 年 4 月の認可保育所入所審査結果について

資料 3 令和 6 年度 学童クラブ利用申請児童数（一次募集）

資料 4 （仮）荒川区子ども計画（第 3 期荒川区子ども・子育て支援計画）の策定にかかるニーズ調査の実施について

資料 5 荒川区子どもの権利擁護相談事業「あらかわ子どもほっとらいん」の事業概要及び実施状況について

令和 6 年度荒川区の主な子ども・子育て支援施策について**子育て教育都市**

新：令和 6 年度新規事業 レ：令和 6 年度レベルアップ事業

子育て環境の充実を図り、子育て世代が働きやすく、安心して子どもを生み、育てられるまちを目指します。また、心豊かにたくましく学び、生きる子どもを、地域社会全体で育むとともに、生涯にわたって学ぶことができるまちを目指します。

- (1) 高校生等医療費助成事業 1 5 4 , 1 7 7 千円
高校生等の保健の向上と健全な育成を図るため、都が設ける所得制限超過分及び自己負担分を区が負担することとし、高校生等を養育している保護者等に対し、医療費を助成する。
- (2) 産後ケア事業の充実 ☒ 2 3 , 5 9 7 千円
出産後 1 歳までの母子に対し、医療機関等で助産師等による育児支援や心身ケアを提供する産後ケアを実施し、育児不安の解消を図る。
6 年度は、利用料の所得区分の撤廃、多胎児加算の充実を行い、産後ケア事業のさらなる拡充を図る。
- (3) 子どもの居場所事業の拡充及び子ども食堂等の推進 ☒ 3 2 , 1 7 5 千円
区内 1 5 か所で、学習支援や夕食を提供する生活支援など、子どもの居場所や子ども食堂を行う団体への支援を充実し、支援を要する子どもの健全な育成を図る。
6 年度より、子どもの居場所事業については、より幅広い団体への支援を可能とするために補助要件を緩和するなど、当該事業の拡充を図る。
引き続き、新たな子どもの居場所やこども食堂の開設支援を行うとともに、当該事業の実施団体や関係機関で構成するあらかわ子ども応援ネットワークの活動を支援する。
- (4) 保育所・私立幼稚園の給食費負担減免 3 4 2 , 5 8 5 千円
幼児教育・保育の無償化に伴い、実費徴収とされた 3 ～ 5 歳児の保育所の給食費を区独自の公費負担により無料とし、私立幼稚園等の給食費を月額 7 , 5 0 0 円まで無償化する。

(5) 保育園及び私立幼稚園従事職員等への宿舍借り上げ支援 2 4 3 , 4 0 9 千円
保育園及び私立幼稚園等の従事職員用に宿舍の借り上げを行う事業者に対し、区がその経費の一部を補助することにより、人材確保と離職防止を図る。

(6) 保育士及び幼稚園教諭への奨学金支援制度 1 3 , 7 8 4 千円
区内私立保育園等に保育士として5年間継続して勤務することを要件に、返済を免除する奨学資金の貸付を実施することにより、保育士を目指す方への支援を行う。

また、区内私立保育園または私立幼稚園等に保育士または幼稚園教諭として就職した方に対し、奨学金の返済費用を支援することにより、人材確保及び職場定着・離職防止を図る。

(7) ケアリーバーへの支援 ☒ 6 , 0 5 0 千円
児童養護施設や里親などの社会的養護を離れ、就職・進学する若者(ケアリーバー)に対し、家具や家電等を購入するための一時支度金や民間賃貸住宅保証料補助金、資格取得費用補助金を支給するとともに、ケアリーバーの生活や就労等に関する相談に応じ、必要に応じて専門機関を紹介する等、退所後の自立を支援する。

(8) ひとり親家庭の支援 ☒ 1 8 8 , 2 5 5 千円
ひとり親家庭の保護者から、経済的困窮や就労、住宅などの相談を受け、様々な支援策につなげるほか、離婚前から養育費履行確保に向けた公正証書等作成費用の助成を行うなど、生活の安定や自立に向けた支援を行う。

6年度は、ひとり親家庭にベビーシッターまたはホームヘルパーを派遣する「ひとり親家庭サポート事業」について、利用対象を拡大するなど、ひとり親家庭支援のさらなる充実を図る。

(9) 若者相談支援体制の整備 3 2 , 5 3 1 千円
若者の様々な相談を受け付け、悩みに応じた適切な支援機関につなぐため、ワンストップ相談事業を実施する。

(1 0) 放課後子ども総合プランの推進 1 , 0 9 0 , 8 3 9 千円
全児童を対象に、学校施設等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設ける放課後子ども教室(にこにこすくーる)を実施し、遊び、勉強、スポーツ、文化活動など様々な活動を通して、子どもたちの社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を育む。

また、放課後子ども教室と学童クラブを一体的に整備・運営し、両事業を利用する児童が体験プログラムと一緒に参加できる環境を整え交流を図る「放課後子ども総合プラン」を推進する。

(1 1) 学童クラブの充実 ☒

3 4 6 , 9 0 5 千円

保護者の就労等により、放課後に適切な保護を受けられない児童に対し、遊びと生活の場を提供するため、学童クラブ事業を実施する。

6 年度は、利用者数の増加に対応するため、ひぐらし小学童クラブの移転に伴う定員拡大に加えて、尾久学童クラブを再開する。また、保育の質の向上のため、区職員による学童クラブへの巡回や事業者との連携強化を図る。

学童クラブにおける夏休み等の弁当提供事業を開始し、学童クラブを利用する児童の保護者の負担軽減を図る。

(1 2) 荒川遊園のさらなる来園者増に向けた取り組み

7 0 0 , 1 3 9 千円

多彩なイベントの拡充やスタッフの接遇力の向上を図るとともに、アンケートによるニーズの把握と継続的なサービスの改善に努め、いつ来ても安全で満足していただける遊園地の実現を通じ、新たな来園者、リピーターを獲得していく。

(1 3) 児童虐待防止対策事業の推進

1 , 6 3 4 千円

要保護児童対策地域協議会などを通じて地域における警察、小中学校、就学前施設や子ども食堂等の関係機関との連携をより一層強化し、支援が必要な子どもや家庭を早期に発見又は把握するとともに、子どもの安全確保や家族関係の調整など、個々の状況に応じた迅速な対応を図ることにより、児童虐待の防止に努め、子どもの権利利益の擁護に資する。

また、広く区民に対し児童虐待防止の普及啓発を行い、子どもと家庭を孤立させることなく、地域ぐるみで子どもを育てることを目指す。

(1 4) 子どもを対象とした予防接種の充実 ☒

4 8 , 3 9 6 千円

慢性疾患や障がいのある生後 6 か月から小学校就学前の児童に対し小児インフルエンザワクチンの接種費用を助成しているが、新たなワクチンが発売予定になったことや子どものいる家庭の経済的負担を緩和するため、助成対象者を拡充する。

(1 5) 出産・子育て応援事業

8 9 , 7 1 5 千円

妊娠届出の際に、助産師等がすべての妊婦を対象に面接を行い、それぞれの実情に応じた支援プランを作成し、地区担当保健師を中心とした妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制を構築する。

面接を受けた方に、育児用品が選べるカタログギフトを配付し、面接率の向上を図るとともに、妊婦や家族との関係づくりの機会とする。

さらに、1 歳から 2 歳までの間に、子育てを応援する育児パッケージを配布するとともに、子育て家庭の状況を把握し支援する。

(1 6) 乳幼児健診の実施

6 4 , 9 4 3 千円

健康診査をきめ細かく実施することで、疾病等の早期発見に努め、養育者への適切な情報提供や保健指導により育児不安の解消を図る。

(1 7) 出産・子育て応援交付金支給事業

1 8 9 , 3 0 7 千円

妊婦や0歳から2歳までの低年齢期の子育て家庭に寄り添い、面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて、出産・育児等に関する必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図る。

併せて、妊娠届出や出産届出を行った妊産婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援（計10万円相当）を実施する。

(1 8) 学校給食の無償化

8 0 7 , 7 8 0 千円

子どもたちに必要な栄養を満たした質の高い学校給食を安定的に提供するため、これまでの取り組みに加え、区立小中学校における学校給食の無償化を実施する。

学校給食を無償化することにより、子どもたちの健やかな成長を支援し、教育環境の充実を図るとともに、コロナ禍より続く物価高騰等に対応し、保護者の負担を軽減する。

(1 9) ハートフル日本語適応指導

1 3 , 3 5 8 千円

区立小学校・中学校・幼稚園・こども園に在籍する日本語指導が必要な児童・生徒・園児に対して、日本語初期指導を行い、学校生活や社会生活にスムーズに適応できるよう支援する。

また、特に継続指導が必要な小学校5・6年児童及び中学校生徒を対象に、補充学習教室を実施する。

(2 0) 防災ジュニアリーダーの育成

2 , 1 2 3 千円

区立中学校における「荒川区中学校防災部」の活動を通じ、中学生に「助けられる人から助ける人へ」という意識や思いやりの心の醸成を図り、将来、防災活動のみならず、地域活動に貢献できる防災ジュニアリーダーを育成する。

(2 1) 中学1年生の基礎学力向上事業

9 , 5 8 1 千円

区立中学1年生を対象とし、夏季休業を中心とした期間に各生徒の学習到達度に合わせた補習の機会を全中学校において設ける。教科は、英語、数学の2教科を重点教科とし、一人ひとりの学習到達度に合わせた内容とすることで、基礎的な学力のさらなる向上、学習習慣の定着につなげる。

(2 2) タブレット P C を活用した学校教育の充実 レ 3 , 3 3 7 , 6 4 2 千円

児童生徒の理解力に応じた個別学習をより効果的に行い、基礎的な学力を定着させるため、タブレット P C 1 人 1 台体制のもと、児童生徒が自ら意欲的に学べるデジタル教材の活用や、学校でも家庭でも学ぶことができるオンライン学習のための環境整備を推進する。

6 年度においては、令和 7 年 4 月に予定するタブレット P C の更新に向けて、I C T を活用したより一層効果的な学習環境を構築することができるよう、更改作業を進める。

さらに、「情報教育アドバイザー」の派遣回数を 1 校当り年 5 0 回から 6 0 回に拡充し、タブレット P C 等の I C T 機器を効果的に活用した授業の進め方などに関するアドバイスを通し、I C T 教育全体にかかる学校支援を充実させていく。

(2 3) 小中学校英語教育の充実・強化 レ 1 1 7 , 3 1 9 千円

英語による実践的なコミュニケーション能力を身に付けられるよう、小学 1 年生より英語の授業を実施する。

また、全小中学校に外国人英語指導員を配置し、英語の授業に加え、学校生活の中で児童生徒が外国人英語指導員と会話する機会を増やすことにより、総合的な英語力を育成する。

なお、小学校 6 年生においては、体験型英語学習施設での英語学習体験を実施し、国際コミュニケーション能力のさらなる育成を図る。

(2 4) 英語検定受検料補助 4 , 2 7 7 千円

すべての区立中学 3 年生を対象に、英語の 4 技能である「聞く・話す・読む・書く」の習得を客観的にとらえることができる実用英語技能検定の受検費用の補助を行うことで、受検機会を確保し、英語力の育成につなげる。

(2 5) 算数・国語大好き推進事業 6 5 , 5 3 2 千円

学びの基礎となる算数と国語について、小学校 1 ・ 2 年生を対象に、チームティーチングにより、一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細かい指導を実施する。

(2 6) 学校パワーアップ事業 1 0 5 , 4 9 2 千円

確かな学力の定着・向上を図るため、各校が「学力向上マニフェスト」を作成し、保護者・区民に明らかにするとともに、その結果を公表する。

また、学校教育ビジョンに掲げる「こころとからだの健全な育成」、「体験的な学習活動」の推進等を踏まえた、各学校の特色ある教育活動をより充実・活性化させるため、各校の創意工夫にあふれる教育活動を支援する。

(2 7) 教育相談体制の充実

1 1 6 , 2 6 2 千円

児童生徒の問題行動の減少や不登校問題の解決を図るため、教育と福祉の両面に専門性がある「スクールソーシャルワーカー」を拠点となる各中学校に配置し、そこから、各小学校を定期巡回する等、教育相談体制の充実を図る。

併せて、心理専門相談員による幼稚園並びに小中学校に対する巡回相談を継続して実施する。

さらに、教育センターに寄せられる電話相談に関する業務に対して、A I を活用した自動相談記録システムを導入することで、通話音声の可視化とガイダンス機能を活用し、より水準の高い相談対応を図るとともに、職員間の情報共有を迅速化させ、教育相談機能のさらなる充実につなげる。

(2 8) 不登校児童生徒への新たな学びの機会の確保 新

2 7 , 3 4 8 千円

生活指導上の課題を抱える子どもたちに対してアウトリーチや別室見守り等の取り組みを強化するとともに、フリースクール等に通学する児童生徒に対する支援を実施し、子どもたちの学びの確保支援体制を拡充する。

(2 9) 学校図書館活用の支援・推進

2 1 0 , 4 4 1 千円

児童生徒の読書活動及び学習活動を支援するため、蔵書の充実・更新を図る。

加えて、全小中学校に、専門的な立場から学校図書館の運営や読書活動等を推進する学校司書を配置するとともに、小学校の大規模校に、学校図書館補助員を配置し、学校図書館のさらなる活用を図る。

また、学校図書館に関する高度な専門性と識見を有する「学校図書館長支援員」、「学校図書館スーパーバイザー」、「教育センター司書」を教育センターに配置し、学校の読書活動を支援するとともに、司書教諭と学校司書が連携した授業での学校図書館の活用を全小中学校において実践する。

さらに、荒川区版「推薦図書リスト」を全小中学校に配付し、学校図書館の豊富な蔵書を生かした読書活動を一層推進するとともに、「荒川区図書館を使った調べる学習コンクール」や「あらかわ小論文コンテスト」を実施するなど、国語力の向上を図る。

(3 0) 特別支援教育の推進

6 3 8 , 5 5 0 千円

特別支援学級や通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒の学校生活や学習活動の支援を行う支援員や補助員・介助員を配置し、安定的な支援体制の構築を図る。

また、医療的ケア児の受入体制整備、区立幼稚園及びこども園への通園時送迎支援体制の整備、特別支援教育アドバイザーによる巡回相談の充実、特別支援学級の施設改修など教育環境の充実を図る。

(3 1) ワールドスクール

1 3 , 0 3 3 千円

英語教育の一環として、小学校 6 年生の児童が清里高原ロッジ・少年自然の家において、外国人英語指導員とともに 3 泊 4 日の共同生活を行うことにより、授業で学んだ英語に慣れ親しむとともに、生活に密着した英語力を培い、国際コミュニケーション能力の向上を図る。

また、中学生は、特別区全国連携プロジェクトで連携している秋田市の協力のもと公立大学法人国際教養大学における「イングリッシュ・ビレッジ」のプログラムに参加し、豊かな価値観の形成とコミュニケーション能力の一層の向上を図る。

(3 2) 教育ネットワークシステムの運用

1 0 3 , 9 7 7 千円

高速通信回線を使用した教育ネットワークの環境を活用し、教科指導における I C T 活用、校務の効率化、情報セキュリティの強化等によって、教育内容の質の向上を図る。

(3 3) 区立幼稚園給食

2 4 , 6 8 8 千円

給食の提供により、いろいろな食との出会いを通じて園児の食への興味を高め、園児の健やかな成長につなげ、幼児教育の充実を図る。

(3 4) 家庭教育・地域の教育力向上の支援

4 , 1 7 4 千円

子育ての不安・負担感の軽減や「親育ち」につながる学習機会の提供、地域の教育力向上のため、動画配信やオンライン講座等の手法も活用しながら家庭教育学級・地域子育て教室等を実施する。

加えて、子育てサークルや保護者会等が実施する自主的な講座等に対する支援を行う。

資料 2

令和 6 年 3 月 27 日

令和 5 年度第 3 回

荒川区子ども・子育て会議

荒川区の保育定員等と令和 6 年 4 月の認可保育所入所審査結果について

1 保育定員等の推移

(各年 4 月 1 日現在)

	H31 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年(見込)
就学前児童人口 ()	10,466	10,362	9,968	9,492	9,281	9,110
保育定員	6,077	6,240	6,420	6,462	6,414	6,364
保育利用児童数 ()	5,638	5,744	5,703	5,589	5,702	-
保育利用率 (/)	53.9%	55.4%	57.2%	58.9%	61.4%	-

就学前児童人口の R6 年は、令和 6 年 2 月 1 日現在

- 就学前児童人口は、平成 30 年以降減少傾向であり、令和 5 年 4 月は前年比 211 人減の 9,281 人となっている。
- 一方、保育利用率については、令和 5 年 4 月は 61.4%と前年比 2.5 ポイント上昇し、引続き上昇が見込まれる。
- 令和 6 年 4 月の保育定員(認可保育所、地域型保育事業、認証保育所、保育ママ)の見込みは、6,364 人と昨年比で 50 人減少した。

2 令和 6 年 4 月の認可保育所入所審査結果(1 次審査終了時点)

年齢	入所枠 (審査時点)		申込者数		承諾者数		不承諾者数	
		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
0 歳児	416	▲10	377	▲25	323	▲29	54	4
1 歳児	587	34	771	94	581	66	190	28
2 歳児	170	17	147	26	126	29	21	▲3
3 歳児	164	▲32	111	▲33	97	▲25	14	▲8
4 歳児	125	▲32	26	8	24	9	2	▲1
5 歳児	158	2	8	1	7	2	1	▲1
合計	1,620	▲21	1,440	71	1,158	52	282	19

- 申込者数は前年比 71 人増の 1,440 人となった。
- 承諾者数は前年比 52 人増の 1,158 人に、不承諾者数は前年比 19 人増の 282 人となった。

資料3

令和6年3月27日
令和5年度第3回
荒川区子ども・子育て会議

令和6年度学童クラブ利用申請児童数〔一次募集〕

令和5年12月20日現在

		申請児童数	定員
1	南千住第一	103	120
2	南千住第二		
3	南千住六丁目	126	110
4	汐入	97	110
5	二瑞小	51	70
6	汐入小	154	130
7	汐入東小	80	90
8	花の木	66	60
9	峡田	65	60
10	二峡小	64	70
11	三峡小	40	35
12	赤土小	96	70
13	九峡小	47	60
14	四峡小	75	70
15	五峡小	96	90
16	七峡小	44	70
17	大門小	82	80
18	熊野前	15	50
19	尾久小	85	80
20	西尾久	74	100
21	尾久	6	40
22	尾久西小	89	70
23	東日暮里	26	40
24	六日小	45	60
25	ひぐらし小	109	100
26	ひぐらし	22	80
27	三日小	72	90
28	二日小	84	90
	合計	1,913	2,095

件 名	(仮) 荒川区子ども計画 (第 3 期荒川区子ども・子育て支援計画) の策定にかかるニーズ調査の実施について										
ポ イ ン ト	(仮) 荒川区子ども計画 (第 3 期荒川区子ども・子育て支援計画) の策定にかかるニーズ調査の実施について、報告する。										
内 容	1 ニーズ調査の概要 (1) 目的 令和 7 ～ 1 1 年度を計画期間とする (仮) 荒川区子ども計画 (第 3 期荒川区子ども・子育て支援計画) の策定にあたり、区の教育・保育サービス、学童保育及び各子育て支援事業に関する区民の利用状況とニーズ並びに子ども・若者の生活状況に関する動向分析を行い、区の現状と今後の課題を整理するため。 (2) 調査対象 <table> <tr> <td>荒川区在住の未就学児の保護者</td><td>1 , 8 0 0 件</td></tr> <tr> <td>荒川区在住の就学児の保護者</td><td>1 , 5 0 0 件</td></tr> <tr> <td>荒川区在住の小 5 の子ども</td><td>5 0 0 件</td></tr> <tr> <td>荒川区在住の中 2 ・高 2 の子ども</td><td>1 , 0 0 0 件</td></tr> <tr> <td>荒川区在住の 1 8 ～ 3 9 歳の若者</td><td>2 , 2 0 0 件</td></tr> </table> (3) 調査方法 郵送配布、郵送回収及びインターネット回答によるアンケート調査 2 主な調査項目 (1) 未就学児・就学児の保護者 ○子ども・家族について ○子育て環境について ○子どもの居場所について ○子育て支援事業の利用状況等について ○生活実態について ○子育て全般について (自由記述含む) (2) 小 5 ・中 2 ・高 2 の子ども ○本人・家族について ○学校生活 (仕事) について ○放課後の (仕事の後) や休日の生活について ○区の施設や事業について ○悩みごと・相談について ○将来について ○その他 (自由記述を含む) (3) 1 8 ～ 3 9 歳の若者 ○本人・家族について ○ライフスタイル・働き方について ○悩みごと、子育ての考え方について ○荒川区について (自由記述を含む)	荒川区在住の未就学児の保護者	1 , 8 0 0 件	荒川区在住の就学児の保護者	1 , 5 0 0 件	荒川区在住の小 5 の子ども	5 0 0 件	荒川区在住の中 2 ・高 2 の子ども	1 , 0 0 0 件	荒川区在住の 1 8 ～ 3 9 歳の若者	2 , 2 0 0 件
荒川区在住の未就学児の保護者	1 , 8 0 0 件										
荒川区在住の就学児の保護者	1 , 5 0 0 件										
荒川区在住の小 5 の子ども	5 0 0 件										
荒川区在住の中 2 ・高 2 の子ども	1 , 0 0 0 件										
荒川区在住の 1 8 ～ 3 9 歳の若者	2 , 2 0 0 件										

3 回収結果

	配布数	回収数	回収率
未就学児の保護者	1,800	1,026	57.0%
就学時の保護者	1,500	883	58.9%
小学5年生	500	251	50.2%
中2・高2のこども	1,000	415	41.5%
18～39歳の若者	2,200	671	30.5%

4 今後のスケジュール

令和6年 3月～9月

計画の素案作成

10月～1月

計画案作成（パブリック・コメント実施）

令和7年 3月

計画策定

荒川区子どもの権利擁護相談事業「あらかわ子どもほっとらいん」の
事業概要及び実施状況について

1 目的

荒川区子どもの権利条例制定を受け、子どもの健やかな成長を支援するため、子どもが権利侵害やその他の不利益を受けた場合等において、専門的知見に基づいて適切かつ迅速に子どもの権利及び利益を擁護する。

2 対象

荒川区に在住・在学・在勤等している 18 歳未満の子ども及び保護者等の大人。

3 事業内容

子どもの権利侵害（学校や家庭での困りごと等）について、子どもの権利擁護委員（弁護士 2 名、臨床心理士 1 名）が相談を受け付け、解決を手助けする。

4 相談受付時間 年末年始・祝日除く。3 名の委員による曜日担当制。

火・木曜日：午後 1 時～午後 6 時

土曜日：午前 10 時～午後 3 時

5 相談方法

電話、メール、チャット

6 事業開始時期

令和 5 年 10 月 1 日

7 活動実績（令和 5 年 10 月～令和 6 年 2 月）

相談者数：9 名

のべ相談（活動）件数：16 回